

# 社会福祉法人彩会

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定により、社会福祉法人彩会の役員、評議員及び各種委員等の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(役員の職務)

第3条 役員の職務は以下の通りとする。

- (1) 理事長は、社会福祉法人彩会の最高経営責任者とし、第24条の権限をもち、理事会を開催し、法人運営の業務を法及び定款、その他の規則に基づいて執行する。
- (2) 業務執行理事は、理事長を補佐して法人運営に従事するとともに、理事会に出席し議決を行う。
- (3) 理事は、理事長を補佐して法人運営に助言を与えるとともに、理事会に出席し議決を行う。
- (4) 監事は、定款第18条に定める職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに、理事会に出席する。

(役員の報酬)

第4条 役員の報酬は、以下の通りとする。

- (1) 常勤役員（法人事務局及び事業所での勤務を兼務するもの）については報酬の対象としない。
- (2) その他の役員（理事及び監事）については理事会への出席、監事監査、その他理事長が必要と認めた法人業務に携わった場合、その報酬額は、別表1に基づき支払う。

(各種委員の報酬)

第5条 役員及び評議員以外の委員を理事長が委嘱し、委員がその任務を負った業務に当たったときは、原則として別表に準じて支払うことができる。

- 2 各種委員とは、第三者苦情相談員、リスク管理委員及び理事長が必要と認めた委員をいう。

(交通費)

第6条 役員等が各種会議への出席または法人業務（苦情相談、監査等）に携わった時の交通費は、報酬に含まれる。但し、交通費が報酬額を上回ったときは、この限りではない。

(費用弁償)

第7条 役員等及び評議員が法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送

費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費支給する。

(支給方法)

第8条 報酬の支払いは次の通りとする。

- (1) その都度現金にて支払う。
- (2) 報酬の支払い額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(改正)

第9条 この規程を改正又は廃止する場合、理事会で審議し評議員会にて議決を経なければならない。

別表 1

報酬の事由	日 額
各種会議への出席	2, 0 0 0 円
監事監査等への出席	1 0, 0 0 0 円
法人運營業務への出席	2, 0 0 0 円

※各種会議・・・評議員会、理事会、リスク管理委員会等を指す。

※金額は源泉所得税を引いた支給額とする。

附則) この規程は、平成29年6月11日から施行する。